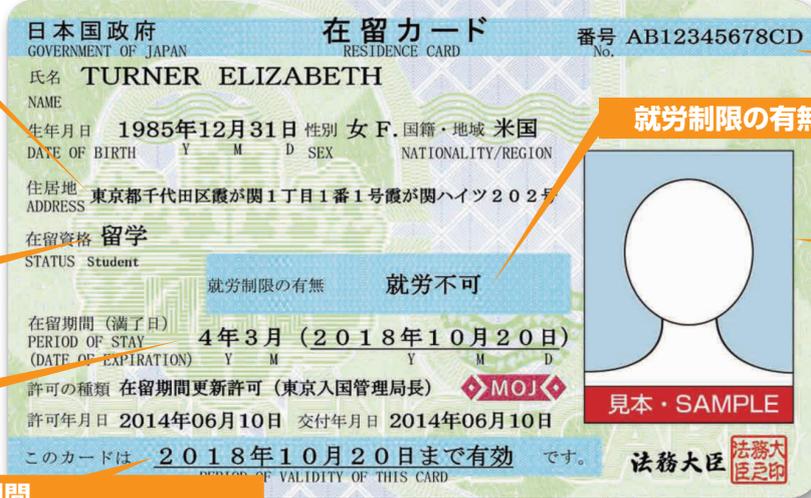


2012年
7月9日から
新しい
在留管理制度が
スタート!

「在留カード」及び 「特別永住者証明書」の見方

外国人登録証明書に代わって「在留カード」又は「特別永住者証明書」が交付されます。

「在留カード」の主な記載内容



住居地

変更があった場合には裏面に記載されます。

在留資格

在留資格のない方にはカードは交付されません。

在留期間(満了日)

有効期間

在留カードには有効期間があります。ご確認ください。

在留カード番号

この番号を使ってカードの有効性を調べることができます(詳細は裏面へ)

顔写真

在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。

特別永住者証明書番号

この番号を使ってカードの有効性を調べることができます(詳細は裏面へ)

在留カードは、正規に我が国に中長期間在留する外国人の方に交付されます。具体的には、次の①～⑥にあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所(駐日台北経済文化代表事務所等)若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
- ⑤特別永住者
- ⑥在留資格を有しない人

有効期間

特別永住者証明書には有効期間があります。ご確認ください。

「特別永住者証明書」



特別永住者の方には、特別永住者証明書が交付されます。

偽変造防止対策

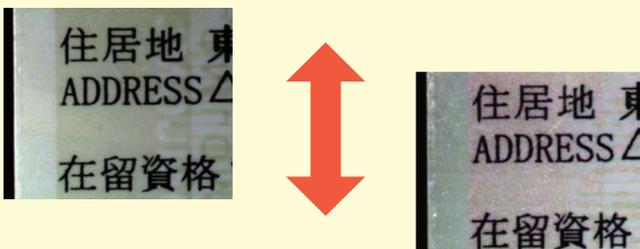
写真下の銀色のホログラムは、見る角度を90°変えると、文字の白黒が反転します。



カードを左右に傾けると、「MOJ」のホログラムが3D的に左右に動きます。



カードを上下に傾けると、カードの左端部分がピンク色に変化します。



カードを傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がピンクからグリーンに変化します。



